

労働争議調停法ニ付テ

第一、労働争議調停法ニ付テ

第二、労働争議調停法ニ付テ

第三、労働争議調停法ニ付テ

第四、労働争議調停法ニ付テ

第五、労働争議調停法ニ付テ

第六、労働争議調停法ニ付テ

第七

第八、労働争議調停法ニ付テ

第九

第十、労働争議調停法ニ付テ

第十一、労働争議調停法ニ付テ

第十二、労働争議調停法ニ付テ

第十三、労働争議調停法ニ付テ

財団法人協調會大阪支所

爭議調停法ニ反對スル爲メ川村保太郎ヨリ次ノ如キ決議ヲ朗讀シ満場一致可決セリ

労働争議調停法案ニ對スル決議

政府ハ來年度議會ニ提出スル労働争議調停法案ヲ先般發表シタ今其ノ内容ヲ視スルニ公共事業ノ爭議ニ際シテハ調停期間中ハ第三者ノ爭議ノ勸誘ヲ禁止シテ居ル之明カニ治安警察法第十七條ヲ復活シ労働者ノ罷業權ヲ蹂躪セントスルモノナルガ故ニ吾等ハ如斯惡法ノ制度ニ對シ徹底的ニ反對ス

右決議ス

由役員ノ改選

詮衡委員ヲ選出シ別室ニテ協議ノ結果次ノ如ク決定シ之ヲ報告シタルニ異議ヲ唱フルモノナク可決

委員長

村井小之助

常任委員

阪口若松